

支給停止や減額 6割増

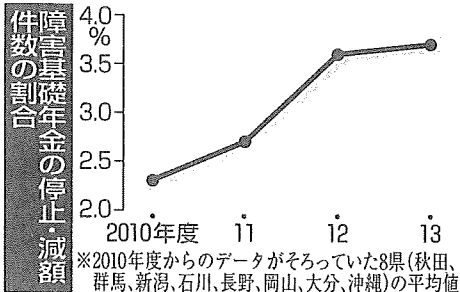
障害基礎年金

10～13年度 受給者増で抑制か

国の障害基礎年金を受け取っている人が一～五年ごとの更新時に支給を打ち切られたり、金額を減らされたりするケースが二〇一〇～一三年度の四年間で六割増えていることが四日、分かった。支給実務を担う日本年金機構が開示したデータのうち、一〇年度以降の分がそろっていた群馬など八県について調べた結果、判明した。

年金機構は「支給を絞る意図はない」と説明しているが、障害年金の審査をする医師(認定医)や社会保険労務士からは「受給者増に伴い、機構が支給を抑えようとしているのではないか」との指摘が全国各地で以前から上がっている。障害者の生活を支える年金が恣意的に減らされている可能性がある。

百七十万人以上が受け取る障害基礎年金は、都道府県ごとに置かれている年金機構の事務センターが審査している。年金機構は更新



障害基礎年金の停止・減額件数の割合 (2010年度からのデータがそろっていた8県)

	10年度	11年度	12年度	13年度
秋田	2.2%	2.8%	3.3%	2.5%
群馬	8.3	4.2	4.5	4.8
新潟	1.8	2.8	3.2	3.5
石川	1.9	2.7	2.2	3.0
長野	0.7	1.1	0.7	0.5
岡山	2.2	8.3	11.5	8.0
大分	1.3	2.3	5.3	4.1
沖縄	2.9	2.3	3.8	6.4
平均	2.3	2.7	3.6	3.7

石川、長野、岡山は支給停止のみ。そのほかにも、県によってデータの集計範囲には細かい違いがある。平均値は8県の総件数で計算しているため、%の単純平均は一致しない

一〇年度の停止と減額の割合は平均2・3%だったが、年々増え続け、一三年度は六割増の3・7%となった。中でも岡山県は支給停止だけで一二年度に11・5%に達し、一〇年度から約五倍に増えていた。更新を申請した九人に一人が年金を打ち切られた計算だ。

障害基礎年金 国の障害年金に加入制度に依りて障害基礎年金と障害厚生年金などがある。身体障害の場合、大半は状態が変動しないため「永久認定」となるが、精神障害や神経、内臓の疾患などでは1～5年の「有期認定」となり、更新が必要になることが多い。最重度の1級から3級に分かれ、「厚生」は3級でも受けられるが、「基礎」は3級と判定されると、停止になる。支給額は基礎の1級で月8万5000円。2級になると月6万4400円に減る。

に関するデータを一律に取っておらず、共同通信が情報公開請求したところ、独自に集計している事務センター

一三年度は千葉、栃木、群馬など十七道県のデータターについて〇九～一三年のデータを開示した。

があつたが、〇九年度は四県にとどまっていたため、一〇年度以降のデータがある秋田、石川、大分など八県について審査件数全体に占める支給停止と減額の割合を調べた。